

鴻巣市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年7月25日策定

令和3年12月24日改正

鴻巣市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

鴻巣市農業委員会は、地域の実情に応じた取り組みを推進し、特色を生かしながら活力のある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくための指針として、各項目に対する目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和6年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (B/A) |
|----------------|----------------|---------------|------------------|
| 現 状 (令和3年度) | 2,998.8ha | 8.8 ha | 0.29 % |
| 目 標 (令和6年度) | 2,978 ha | 6.4 ha | 0.21 % |

※「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積としている。

【目標設定の考え方】

遊休農地面積は、単年度の解消目標とする面積を「目標及び達成に向けた活動計画」に定め、毎年0.8haの解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員と推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。
- ②農地パトロールなどの現場活動は、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施し、遊休農地等の早期発見・防止に努める。
- ③農地所有者の意向を把握し、農地の利用関係の調整に努める。
- ④利用意向調査の結果を踏まえ、関係機関等と連携を図り、農地中間管理機構の活用を促進する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|----------------|----------------|-------------|--------------|
| 現 状 (令和3年度) | 2,990 ha | 1,263 ha | 42 % |
| 目 標 (令和6年度) | 2,972 ha | 1,430 ha | 48 % |

※「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積としている。

【目標設定の考え方】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年12月策定）に示す「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」に準じて、集積率48%を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

- ①「人・農地プランの実質化」などに関する地域の話し合い活動に積極的に参加し、地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努める。
- ②認定農業者等の地域農業の中心となる経営体の育成・確保に努める。
- ③農業委員及び推進委員の現場活動等により把握した情報を活用し、関係機関等と連携を図り、農地の集約化のための利用調整を推進し、利用権設定や農地中間管理機構の活用を促進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| 経営体（年間） | 参入目標面積（年間） |
|---------|------------|
| 1 経営体 | 0.5ha |

【目標設定の考え方】

新規参入の促進目標は、単年度の解消目標とする面積を「目標及び達成に向けた活動計画」に定め、毎年1経営体、参入目標面積0.5haを目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①県、市、農協等関係機関と連携を図り、就農相談から就農、気鋭定着の段階まできめ細やかに支援し、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導する。
- ②新規参入希望者の地域への受入条件を調整するとともに、新規参入後も継続的な支援に努める。